



# 鳥取県公報

平成 25 年 9 月 27 日 (金)  
第 8 5 3 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|        |   |
|--------|---|
| ◇ 告 示  | 国土調査の成果の認証 (704) (農地・水保全課) . . . . . 2              |
|        | 県道の区域の決定 (705) (道路企画課) . . . . . 2                  |
|        | 県道の区域の変更 (706) (〃) . . . . . 2                      |
|        | 県道の供用の開始 (707) (〃) . . . . . 3                      |
|        | 砂利採取法による採取計画の認可の公表 (708) (中部総合事務所県土整備局) . . . . . 3 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 3                     |

# 告 示

## 鳥取県告示第704号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期         | 成果の名称                    | 調査を行った地域   | 認証年月日      |
|------------|------------------|--------------------------|------------|------------|
| 八頭郡智頭町     | 平成22年度から平成24年度まで | 智頭町(大字奥本の一部)の地籍図及び地籍簿    | 智頭町大字奥本の一部 | 平成25年9月27日 |
| 〃          | 平成23年度及び平成24年度   | 智頭町(大字芦津の一部)の地籍図及び地籍簿    | 智頭町大字芦津の一部 | 〃          |
| 西伯郡大山町     | 平成24年度及び平成25年度   | 大山町(赤松の一部(122))の地籍図及び地籍簿 | 大山町赤松の一部   | 〃          |
| 〃          | 〃                | 大山町(赤松の一部(123))の地籍図及び地籍簿 | 〃          | 〃          |

## 鳥取県告示第705号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年9月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成25年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 路線名   | 区 間                                | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) |
|-------|------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 倉吉由良線 | 東伯郡北栄町原字姪ヶ坪496-1から同町瀬戸字向田129-1地先まで | 10.3~46.3       | 904.0           |

## 鳥取県告示第706号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年9月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成25年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 路 線 名 | 区 間                                  | 変 更<br>前後別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) |
|-------|--------------------------------------|------------|-----------------|-----------------|
| 倉吉由良線 | 東伯郡北栄町瀬戸字向田149-1地先から同町瀬戸字川崎160-5地先まで | 変更前        | 15.1~28.7       | 166.0           |
|       |                                      | 変更後        | 9.9~36.1        | 210.0           |
| 亀谷北条線 | 東伯郡北栄町原字姪ヶ坪493-1地先から同町原字姪ヶ坪501-1地先まで | 変更前        | 8.8~8.9         | 132.0           |
|       |                                      | 変更後        | 9.4~12.8        | 132.0           |

**鳥取県告示第707号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年9月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 路 線 名 | 区 間                                  | 供用開始の期日    |
|-------|--------------------------------------|------------|
| 倉吉由良線 | 東伯郡北栄町原字姪ヶ坪496-1地先から同町瀬戸字向田129-1地先まで | 平成25年9月30日 |

**鳥取県告示第708号**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成25年9月27日

鳥取県中部総合事務所長事務取扱鳥取県中部総合事務所地域振興局長 山 根 弘 和

| 名称及び代表者の氏名                  | 主たる事務所の所在地 | 認可の内容   |                 |                          | 認可年月日      |
|-----------------------------|------------|---|-----------------|--------------------------|------------|
|                             |            | 砂利採取場の所在地及び面積   | 採取をする砂利の種類及び数量  | 採取の期間                    |            |
| オグラ建設株式会社<br>代表取締役<br>小椋 知章 | 東伯郡北栄町江北38 | 東伯郡北栄町下神字東庚申松1148-11、1148-12、1150-2、1150-4、1150-5、1150-7（9,959平方メートル） | 砂（13,181立方メートル） | 平成25年10月1日から平成26年2月15日まで | 平成25年9月18日 |

**調 達 公 告**

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 9 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

汎用電子計算機等賃貸借及び保守業務 一式

#### ア 借入物品

入札説明書による。

#### イ 購入物品

ソフトウェア 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 履行場所

入札説明書による。

### (4) 履行期間

#### ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成26年 3 月 31 日 (月)

#### イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日までとする。

### (5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間(60月)で月割りした1月当たりの単価(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

#### ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

イ (1)のアの物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料(賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。)及び保守料の総額

#### ウ (1)のイの物品の価額

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)に60を乗じて得た金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすもののうちの代表である者とする。

### (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成25年9月27日(金)から同年11月6日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとする場合は、競争

入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年10月25日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

エ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア及びイの要件を満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営であり、他の1者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとする場合は、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年10月25日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年9月27日（金）から同年10月10日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年11月6日（水）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月5日（火）午後5時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年10月28日（月）午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則等106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

### (4) 契約書作成の要否

要

### (5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札したものを落札者とするため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

### (6) 手続における交渉の有無

無

### (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Mainframe, 1 Set

(2) October 25, 2013 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) November 6, 2013 2 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders

November 5, 2013 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for notice : Accounting Division Tottori Prefectural Police Headquarters 1 - 271 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8520 Japan

TEL : 0857-23-0110